令和５年７月３１日

岐阜県ＬＰガス負担軽減事業における留意事項（１）

本事業におけるＬＰガス料金の値引きは、原則として、月々の料金の元値（消費税抜きの金額）から値引き額を差し引き、消費税額を加算して請求額とする処理を取扱要領でお示ししています。

【取扱要領の２ページ＜値引きのパターン１（基本形）＞より抜粋】
例）７月使用分の値引き前の請求額が、税抜 8,000 円（税込 8,800 円）の場合
8,000 円（元値）－ 1,500 円（値引き額）＝ 6,500 円
消費税　650 円
値引き後の請求額（税込）　7,150 円

ただし、システムの仕様等により、消費税込みの料金から値引きせざるを得ない事業者については、税込金額からの値引き処理を可能としています。（Ｑ＆Ａ７月４日改訂版の６ページ参照）

今般、<u>税込金額から値引き処理を行った事業者の顧客から指摘があり、請求額の算定誤りが判明</u>しました。システムの都合上、<u>同様の値引き処理を行う事業者におかれては、下記に留意のうえ適正な対応</u>をお願いします。

〇誤った請求額の事例（料金と消費税額を算出後に値引き処理した場合の請求書）

項目		金額	消費税	合計
① ＬＰガス料金		8,000 円	800 円	8,800 円
基本料金	2,000 円			
従量料金	6,000 円			
② 値引き		-1,500 円	0 円	-1,500 円
請求額		6,500 円	800 円	**7,300 円**

← 誤

⬇正しい請求額（値引き額に相当する消費税額を減額する必要がある）

項目		金額	消費税	合計
① ＬＰガス料金		8,000 円	800 円	8,800 円
基本料金	2,000 円			
従量料金	6,000 円			
② 値引き		-1,500 円	-150 円	-1,650 円
請求額		6,500 円	650 円	**7,150 円**

← 正

※　料金値引きを開始した事業者において上記同様の誤りが生じている場合は、今後の対応方法をお伝えしますので、必ず事務局へご連絡ください。
（ＴＥＬ：０５８－２７４－７１３１）

岐阜県ＬＰガス負担軽減事業事務局（一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会）